

【学校職員スマートフォン使用規則（東陵学園R7.7）】

◆目的

校内の教育活動の円滑な運営と情報管理の適正化を図るため、学校職員の私物スマートフォンの使用に関する規則を定める。

◆基本方針

学校職員は、校内において（職員室を除く）私物スマートフォンの使用を原則として禁止する。

業務上必要な場合は、管理職の許可を得ること。

※部活動はその限りではない

◆使用制限

- 教室内での私物スマートフォンの使用は禁止する。
- 生徒・保護者との連絡は、学校の固定電話または連絡アプリを使用すること。
- 緊急時や業務上の必要がある場合は、管理職の判断で例外的に使用を認める。

◆その他

- 校内での撮影・録音等は、管理職の許可を得た場合に限り行うこと。
- 校内での私的利用（児童生徒撮影、SNS、ゲーム、動画視聴等）は禁止する。
- 水泳やバス利用時の児童の集合場所での緊急連絡はトランシーバーを活用する。
- 部活動では緊急連絡のためスマートフォンを携帯することを許可するが、写真の撮影は禁止する。
- 学校のデジタルカメラを用いた撮影は許可する。
ただし、写真を撮る際は次のことに留意すること
 - ・写真を撮る前に児童生徒に伝えてから撮影する。
 - ・児童生徒個人を撮影しないこと（生徒指導で用いる児童生徒顔写真を除く）